

南部広域行政組合

令和5年

第5回議会（臨時会）

会議録

期	日	令和5年11月29日（水）
会	期	1日間
場	所	南部総合福祉センター 1階 ホール

令和5年 第4回 南部広域行政組合議会(定例会)

招 集 年 月 日	令和5年11月29日(水)		
招 集 の 場 所	南部総合福祉センター 1階 ホール		
開会の日時・宣告	令和5年11月29日(水) 14時00分	議 長	銘 莉 哲次
閉会の日時・宣告	令和5年11月29日(水) 14時30分	議 長	銘 莉 哲次
会 期	1日間		
会議録署名議員	1番 大田 守 3番 瀬長 宏		
会議に付した事件	別紙議事日程のとおり		
会議の経過	別紙のとおり		
出席議員[14名]			
1番 大田 守	3番 瀬長 宏	5番 ずけらん 長風	
6番 銘 莉 哲次	7番 米 増 雄 二	8番 新 垣 正 春	
9番 徳 田 将 仁	10番 上 原 晃	11番 大 城 勇 太	
13番 伊 計 裕 子	14番 當 山 清 彦	18番 金 城 盛 男	
19番 新 垣 博 正	20番 上 間 堅 治		
欠席議員[6名]			
2番 長 嶺 安 浩	4番 新 垣 繁 人	12番 喜 納 昌 盛	
15番 宮 平 喜 文	16番 上 江 洲 智 章	17番 渡 口 良 徳	
地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席した者の職・氏名			
理 事 長 古 謝 景 春	事務局長 仲 間 智 紀	総務課長 久 志 桂 子	
会計管理者 宮 里 紀 子	糸 野 環 境 衛 生 課 長 喜 友 名 等	東 部 環 境 衛 生 課 長 安 里 勉	
高 沢 環 境 衛 生 課 長 島 袋 盛 一	新 規 建 設 準 備 室 長 知 念 正 樹	研 究 所 長 大 城 讓 次	
研 究 所 主 任 指 導 主 事 新 垣 誠			
職務のため議場に出席した者の職・氏名			
係 長 玉 城 良 朗	係 長 新 垣 美 智 子	主 査 平 田 佐 智 子	
係 長 平 良 章 智	主 査 仲 本 振 一 郎	主 査 摩 文 仁 祐 樹	
主 査 大 嶺 正 志	主 事 植 木 萌 瑛		

議 事 日 程

1. 開会宣告

2. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 理事長あいさつ

日程第 4 議案第 28 号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 29 号 令和 5 年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 6 議案第 30 号 令和 5 年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）

日程第 7 議案第 31 号 令和 5 年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 32 号 令和 5 年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第 2 号）

3. 閉会宣告

令和5年第5回南部広域行政組合議会（臨時会）

会 議 録

（開会：14時 00分）

◎開会の宣告

○議長（銘苅哲次）

始まる前に、2番長嶺安浩議員、4番新垣繁人議員、12番喜納昌盛議員、15番宮平喜文議員、16番上江洲智章議員、17番渡口良徳議員から欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

また、副理事長當銘真栄糸満市長、教育長諸見里勲八重瀬町教育長は、公務のため欠席する旨の連絡がありましたので御報告いたします。

ただいまより出席議員は14名で、会議は成立いたします。

これより令和5年第5回南部広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（銘苅哲次）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定により、議長において1番大田守議員、3番瀬長宏議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（銘苅哲次）

お諮りいたします。

本会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議はありますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎日程第3 理事長あいさつ

○議長（銘苅哲次）

日程第3、理事長挨拶。

古謝景春理事長、よろしく申し上げます。

○理事長（古謝景春）

皆さんこんにちは。

本日は、当組合の令和5年第5回南部広域行政組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員皆様方におかれましては御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の議案でございますが、お手元の議事日程にありますように、条例改正案1件、令和5年度補正予算案4件を提出しております。

各議案につきましては、各担当課長より説明をさせていただきますので、慎重審議の上、議決を

賜りますようよろしくお願いいたします。

◎日程第4 議案第28号 上程、質疑、討論、採決

○議長（銘苅哲次）

日程第4、議案第28号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

それでは、議案第28号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和5年11月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

提案理由、国の人事院勧告、県の沖縄県人事委員会勧告及び組合構成市町村の状況を踏まえ、本条例の一部を改正する必要があるため提案する。

それでは、資料1のほうで御説明したいと思いますので、資料1のほうを御覧ください。

南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について（概要）。

1、改正内容。人事院勧告、沖縄県人事委員会勧告及び組合構成市町村等の状況を踏まえ、職員の給料表及び期末・勤勉手当に係る支給割合を改正する。

2、概要。

（1）給料表の改定。

①初任給をはじめ若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定となっており、平均改定率は全体で1.1%の引上げとなります。内訳は、1級の5.2%、2級2.8%、3級1%、4級0.4%、5級以上が0.3%の引上げになります。

②定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定となっており、0.5%から0.3%の引上げになります。

（2）一般職員の勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げます。

（3）定年前再任用短時間勤務職員の期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げます。

まず、一般職員から御説明いたします。表のほうを御覧ください。

現行は6月及び12年度の期末1.225月、勤勉0.975月で、年間の支給月数が4.4月となっております。改正後の令和6年度以降は、6月及び12月とも期末1.225月、勤勉1.025月で、年間4.5月になります。特例措置として、令和5年12月度については勤勉に0.1月分を引上げ、年間4.5月となります。

次に、定年前再任用短時間勤務職員について御説明いたします。

現行は6月及び12月とも期末0.675月、勤勉0.475月で、年間の支給月数が2.3月となっております。改正後の令和6年度以降は、6月及び12月とも期末0.6875月、勤勉0.4875月で、年間2.35月になります。特例措置として、令和5年12月度については、期末・勤勉ともに0.025月を引上げ、年間2.35月となります。

3、施行期日。

公布の日。

給料表に関しては令和5年4月1日から適用となります。

説明は以上です。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第28号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3 番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

何点かお伺いしますが、今の資料のところ、令和6年度以降も数値をさわってやっているんですが、給与についてはこの令和5年4月1日に遡及する。ただ、この期末手当については、要するに、今回12月分だけ上げて、次年度については夏、冬、一定額上げて、同じ比率で引上げというふうにするんですが、この辺は遡及という部分ができないものなんですか。

あと、今回、人事院勧告見ていくと、高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円、これはもう30年以上、こんなに引き上げた人勧はなかったんですが、今回でいう、給料表の高卒でいうと4号あるいは5号級あたりになるのかなと思うんですが、それは5号級だけが1万2,000円上がっていることになるんです。何号級に該当するのか、大卒でいえば、この表でいうと、25号級あたりかなと思うんですが、そこだったら1万1,000円上がっているんですが、どこを見て、幾ら上がったというふうに理解すればいいのか。

この2点、説明をお願いしたいと思います。

○議長（銘苅哲次）

休憩します。

(休憩：14時06分)

(再開：14時08分)

○議長（銘苅哲次）

再開します。

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

お答えいたします。

まず、遡及の件なんですけれども、勤勉手当のほうは期末・勤勉手当の基準日が6月1日、12月1日となっておりますので、12月1日の前に今回改正をして、それでこの12月分は勤勉のほうに0.1月を支給するということとなります。

ただ、給料に関しては1月から11月までの支給は終わっていますので、そのところは遡及して支給するということとなります。

③議員（瀬長宏）

ボーナスは遡及という、仕組み上できないというふうになっているんですか。

○総務課長（久志桂子）

そうですね、12月1日が基準日になるので、その前に今回条例改正をして、公布して、改正したもので支給になりますので。この資料1の期末が、令和5年12月の部分ですね、期末が1.225、勤勉

のほうで1.075ということで支払うこととなりますね。勤勉のほうでの遡及という形での支給です。給料月額部分が支払いした分を遡及支給しましょうということとなります。

あと、初任給ですね、どれくらいかということでしたが、まず、規定のほうで高卒1級の5号級になりますね、1万2,000円の引上げ、大卒のほうが1の25になりますね、1万1,000円の引上げになります。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第28号 南部広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第29号 上程、質疑、討論、採決

日程第5、議案第29号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。会計課長。

○会計課長（宮里紀子）

令和5年度一般会計補正予算（第2号）の1ページをお願いします。

議案第29号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）。

令和5年度南部広域行政組合一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

令和5年11月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

一般会計補正予算（第2号）の次にございます資料2のほうで、令和5年度一般会計補正予算（第2号）概要で御説明いたします。

第1表歳出予算補正。

歳出。

3款衛生費、2項最終処分場費、補正額13万9,000円の増。主な理由は、給与改定等による増でございます。

4款教育費、2項教育研究所費、補正額11万7,000円の増。主な理由は、給与改定等による増でございます。

6款予備費、補正額25万6,000円の減。

歳出合計。歳出額はございません。

第2表、債務負担行為。

新規。

事項、財務人給システム保守管理委託。期間、令和6年度。限度額255万8,000円。

事項、指定金融機関業務委託。期間、令和6年度。限度額82万1,000円。

事項、視聴覚ライブラリー機材教材搬送業務委託。期間、令和6年度から令和8年度。限度額621万2,000円。

2ページに令和5年度事業別歳出補正予算（第2号）を添付しております。

以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第29号の説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

今回、人件費の見直しなんですけど、これを見ますと、会計年度任用職員は対象外になっている。会計年度任用職員のフルタイムがこういう期末手当は該当するはずなんですけど、パートであれば該当しないというふうに一般的にはなっていて、それはその自治体の裁量で支給することは可能になっているはずなので、私、こういうふうに期限付で採用されているパートの任用職員について、期末手当を一定、金額少ないはずなんですけど該当させるというふうなことは検討すべきだと思うんですけど、それはどうなんですか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

お答えします。

現在ですね、会計年度任用職員が7名おまして、全てパートタイムの会計年度任用職員で、今回の補正予算案は職員のみになっているんですけど、会計年度任用職員の給与月額引上げ、あと、勤勉手当、の支給に関して令和6年度より行いたいと思っておりますので、2月の議会のほうで条例改正を上程していきたいと思っております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第29号 令和5年度南部広域行政組合一般会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第30号 上程、質疑、討論、採決

日程第6、議案第30号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

糸豊環境衛生課長。

○糸豊環境衛生課長（喜友名等）

議案第30号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

令和5年11月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

説明につきましては、資料3でもって御説明いたします。

資料3、令和5年度糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）概要。

第1表歳出予算補正。

科目1目一般管理費、補正額8万2,000円の減。主な理由としまして、給与改定に伴う組替えによる減でございます。

3目塵芥処理費、補正額8万2,000円の増。給与改定による増でございます。

説明は以上でございます。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第30号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

3番瀬長宏議員。

③議員（瀬長宏）

1点だけ。予算書の4ページに、職員手当の中で総合事務組合負担金、これをマイナスにして給与のほうに充てるという。総合事務組合負担金というのは、必ずこれだけ償還金のように予算を組まないといけないという話では全くないとは思いますが、ただ、予備費が1号補正で、3名近く増えて2,700万ぐらい予備費があるので、なぜこれを充てなかったのか。当然、計画的に職員退職や公務災害など、一定のときに多額の支出があるので、組合負担金を出して、そのときには向こうから手当をするという仕組みなんですけど、できるだけ、1割近く減額しているの、そこは本来触らないで予備費でやるべきことではないのかと思うのですが、何か理由があるんですか。

○議長（銘苅哲次）

総務課長。

○総務課長（久志桂子）

総合事務組合負担金のほうなんですけれども、これは職員の退職手当に係る負担金で、組合職員（プロパー職員）のみが出ていく支出なんですけども、令和5年度に糸豊のほうで人事異動がありまして、組合職員1人出て、派遣職員、1人の職員が入ってきたものですから、その分ちよっと余っている部分がありましたので、今回その分で人件費の組替えができるということで、こういうふうになっております。

以上です。

○議長（銘苅哲次）

ほか質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第30号 令和5年度南部広域行政組合糸豊環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第31号 上程、質疑、討論、採決

日程第7、議案第31号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

東部環境衛生課長。

○東部環境衛生課長（安里勉）

それでは、予算書の1ページをお開きください。

議案第31号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

(債務負担行為)

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

令和5年11月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

内容につきましては、資料4をお開きください。

令和5年度東部環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)概要。

第1表歳出予算補正。

歳出。

1 款衛生費、1 目、一般管理費、補正額11万1,000円の増。主な理由として、給与改定による増。

3 目可燃ごみ処理費、補正額9万2,000円。主な理由、給与改定による増。

3 款予備費、20万3,000円の減。

歳出合計、ございません。

第2表、債務負担行為。

新規。電気設備保守監理業務。期間、令和6年度から令和12年度。限度額41万6,000円となっております。

以上です。

○議長(銘苅哲次)

これで議案第31号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

討論なしと認めます。

これより議案第31号 令和5年度南部広域行政組合東部環境衛生事業特別会計補正予算(第3号)について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(銘苅哲次)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第32号 上程、質疑、討論、採決

日程第8、議案第32号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

島尻環境衛生課長。

○島尻環境衛生課長（島袋盛一）

議案第32号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）。

令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表歳出予算補正による。

（債務負担行為）

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

令和5年11月29日提出。南部広域行政組合理事長古謝景春。

第1表歳出予算補正。

1款衛生費、1項清掃費、補正前の額が2億8,293万7,000円、補正額0であります。

この詳細につきましては、予算書の5ページを御覧ください。

今回の補正につきましては、給与改定に伴う不足分を人件費にて組み替えております。したがって、補正0となります。

それでは、3ページのほう、前のほうを御覧ください。

第2表、債務負担行為。

事項、カラー複合機リース。期間、令和6年度から令和10年度。限度額251万8,000円でございます。

以上になります。

○議長（銘苅哲次）

これで議案第32号の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

討論なしと認めます。

これより議案第32号 令和5年度南部広域行政組合島尻環境衛生事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議決事件の字句及び数字等の整理

以上で本日の議案審議につきましては終了いたしますが、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（銘苅哲次）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会

○議長（銘苅哲次）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和5年第5回南部広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻：14時30分）

会議録署名

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長	銘 荊 哲 次
1 番	大 田 亨
3 番	瀬 長 宏